

株 主 各 位

証券コード 6993

平成29年6月13日

東京都港区港南四丁目1番8号
大黒屋ホールディングス株式会社
(旧社名 アジアグロースキャピタル株式会社)
代表取締役社長 小 川 浩 平

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪二丁目1番13号 高輪タウンハウス内
高輪アンナ会館 ホール
3. 目的事項
報告事項 (1) 第108期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第108期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

以 上

- ~~~~~
1. 事業報告・計算書類・連結計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.daikokuyajp.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社及び当社グループ（以下、「当社グループ」といいます。）は、前連結会計年度において、①大黒屋グローバルホールディング株式会社（以下、「大黒屋グローバル」といいます。）による英国の個人向け質金融事業会社であるSPEEDLOAN FINANCE LIMITEDを中心とするグループ（以下、「SFLグループ」といいます。）の買収・完全子会社化を行い、また②大黒屋グローバルに対する当社貸付金の資本振替による当社持株比率の71.5%から87.5%への引き上げを行いました。

当連結会計年度において、当社グループは、中国最大の企業集団CITICグループの連結子会社で中国質屋業界大手のCITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.との合弁会社であるBeijing XinBang Daikokuya Trading Corporation Ltd.（北京信邦大黒屋商貿有限責任公司）を平成28年8月に設立し、中国において大黒屋の店舗をモデルにした中古ブランド品の買取・販売を主とする第一号店を北京で同年12月に出店しました。

(売上高)

当社グループの売上高は20,556百万円（前期比391百万円、1.9%増）と微増しておりますが、その要因は以下のとおりであります。当社連結子会社の株式会社大黒屋（以下、「大黒屋」といいます。）においては、外国人観光客による免税需要低迷の影響を受け、売上高は14,992百万円（前期比2,108百万円減）となりました。その要因としては、①平成27年7月のいわゆるチャイナショック以降の免税需要の減速、②中国政府による「爆買いの禁止」とも言われるような措置による高額品販売の鈍化、③平成27年の1US\$当たり120円前後から平成29年3月末までにおける1US\$当たり100円前後への為替水準修正により外国人観光客にとってブランド品価格に割高感が生じたことが大きく影響しています。急激な円高により在庫単価が販売単価を上回る事象となり、このような環境に対応するため、平成28年7月から8月にかけて、爆買いに合わせて商品構成が高額品に偏っていたものを一気に商品構成の入れ替えを行い、円安時に買い取りを行った商品在庫の洗い替えをするため、店頭で販売単価を下げて仕入れ価格の高い在庫を一新しました。しかし、在庫構成の変更に平成28年10月～11月くらいまで時間を要したため、大黒屋の収益は圧迫されまし

た。大黒屋のビジネスモデルは年4回の在庫回転率にて商品の仕入れ販売を行うことを運営の基本としております。収益を安定化させるためには急激な外部環境の変化に迅速に対応できる体制を整えることが重要であり、平成28年においては急激な外部要因の変化に迅速に対応するため在庫処分を行うこととなり、結果当連結会計年度の収益は圧迫されました。ただ、大黒屋の買い取りビジネスモデル及び質事業における強さもあり、単品としては仕入れ価格を割り込まずに店頭で販売することができました。上記の在庫構成の変更が終了した段階で在庫回転率が適正となる在庫構成に戻り、相対的に円安方向に向かったため、平成29年1月より販売は従来の在庫回転率の水準に戻っています。上記の在庫調整により、ピーク時にほぼ50億円あった商品在庫を大幅に圧縮し、円高による為替の影響を排除してきました。その結果、平成28年12月末において在庫の質が改善することとなり、平成29年1月を開始月とする第4四半期において店舗商品売上高は前期を100百万円上回ることとなりましたが、第3四半期までの落込みが大きく、通期では減収となりました。

大黒屋グローバルが平成27年10月に完全子会社化しましたSFLグループは質事業及び質流れ商品及び小売り貴金属の買い取り販売を実施しており、またロンドンのニューボンドストリートに大黒屋型新店を出店し、売上高は5,429百万円（1ポンド141.49円で換算、以下同じです。）となりました。SFLグループは、当連結会計年度からは通期で当社グループに貢献することになり、同グループの前期比の2,769百万円の増加により当社グループ売上高は増加しております。

（利益）

当社グループの営業利益は493百万円（前期比1,262百万円、71.9%減）と大幅な減少となりましたが、その主な要因は以下のとおりであります。

大黒屋においては、①円安時に買取った商品の在庫処分により利益率が大幅に低下したこと（前年と同一の利益率であった場合に比して449百万円の減益で、7月、8月のみで230百万円の減益）、②商品売上高減少による減益額が517百万円となったこと、③販売費及び一般管理費は3,002百万円（前期比113百万円増）となった結果、営業利益は1,089百万円（前期比1,104百万円減）となりました。販売費及び一般管理費の増加要因としては、①平成28年6月25日に大黒屋町田店を同年9月17日に大黒屋福岡天神本館を開店した事に伴うコストの増加、②新たな取り組みとしてライン査定の開始に伴うコストの増加、③さらに新システムの導入に伴う関連費用の増加、④新店及び契約更新に伴う店舗の地代家賃の増加、⑤外形標準課税の改正による租税公課の増加、などがあります。なお、以上の結果、大黒屋の経常利益は1,104百万円（前期比746百万円減）、税金等調整前当期純利益は、保有不動産の売却を行ったこともあり、1,747百万円（前

期比103百万円減)となりました。(注:上記大黒屋に係る販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益につきましては、連結の適用に伴う一定の調整を加えた後の金額となります。)

SFLグループについては、平成27年10月の完全子会社化後、SFLグループ買収後当連結会計年度が実質初年度となるため、事業の効率が悪い点を再点検し、リストラクチャリングの専門家を常駐させ、店舗・人員政策を含めた会社のリストラクチャリングを実施してまいりました。リストラクチャリング実施年度となったため、一時的なリストラクチャリング費用(余剰人員の削減コスト50百万円、減損損失42百万円、専門家費用93百万円、組織改革費用100百万円等の計200百万円)の一時的費用が発生し、当社グループの営業利益は低下しました。

以上の結果、当社グループの経常損益は△180百万円(前期は969百万円)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、△287百万円(前期99百万円)となりました。これには、大黒屋及びSFLグループに加え、当社持分法適用会社である中国合弁会社の当社持分(50%)も含まれております。

当社グループは現在、爆買いにより日本の中古ブランド品の需要が海外で認知されたことを契機に昨年来急速に海外展開を進めております。これにより、上記による免税売上高の減少の備え、為替影響の短期間での解消及びグローバルな需要の変動に対応できると考えております。今後は、同業他社との業界再編も予想され、日本におけるある一定の基盤を早期に確立するために一定の範囲で積極的に店舗展開、資本業務提携、買収等を行っていきます。これまで新店舗出店にボトルネックになっていた中古ブランド品の真贋判定及び値段付け可能な人材不足を解消するシステムの開発を日本及びイギリスで行っており、このシステムによって着実に店舗数を増やすことが可能になります。当連結会計年度は、町田店及び福岡天神本館を好立地にて出店しており、引き続き国内外で好立地での店舗数を増やすことで業績基盤を強化し、企業価値最大化を目指します。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. 質屋、古物売買業

当社グループ主力事業である中古ブランド品買取販売事業は、上述のとおり、大黒屋内においては大きく売上高が減少することとなり、営業利益においても大幅な減益となりました。なお、当連結会計年度において、中古市場仕入れを抑え、高額品の在庫を処分し、市場価格に沿った在庫の洗い替えを推進したことにより、次期以降は、店舗へ十分な商品の供給ができることとなり、従来の売上高及び売上総利益率が維持できると考えております。

SFLグループにおいては、クリスマス商戦に向けた十分な在庫の確保が困難であったため、小売事業に係る売上高が想定を下回りましたが、金価格が前期に比して概ね上昇傾向にあったため金の買取・販売にかかる売上高が想定を上回ることとなり、結果、当連結会計年度の売上高は5,429百万円となり、現地通貨ベースで前年度比14.0%増となりました。前連結会計年度に比し改善は進んでいるものの、外部環境の影響、リストラクチャリングの実施に伴う一時的費用の発生もあり、当社グループの連結業績への貢献には至っておりません。なお、在英アジア人向けに金利を引き下げたセールスを10前後の店舗にて試験的に実施していますが、質の残高は順調な増加を示しており、今後期待されるビジネスであるといえます。SFLグループの収益は、次年度においてリストラクチャリングが一巡した後はかなりの改善が見込まれ、当社グループ連結業績への貢献が期待されています。

以上の結果、当連結会計年度における質屋、古物売買業の業績は、売上高20,180百万円（前期比2.2%増）、営業利益993百万円（前期比52.8%減）となりました。

ロ．電機事業

電機事業の属する電機事業業界は、東日本大震災を機に最終ユーザーによる設備点検・強化に伴う製品の発注並びに省エネ需要を背景としたLED関連製品需要の顕在化により、売上高は回復基調にあるものの、長期にわたる産業用の設備投資の抑制による受注低迷に加え、資材価格や物流経費の上昇、市場規模が小さい中での厳しい価格競争により収益的に厳しい環境が続いております。

このような状況の下、当社の電機事業においては、適正な利益を確保すべく抜本的な事業の見直しに着手し、顧客に対して製造原価上昇分の販売価格への転嫁を行い、また、製品別の利益幅の改善を進めるとともに、顧客の節電対応により需要が顕在化しているLED製品の新たな販路の開拓に努め、利益率の更なる改善を図っております。

以上の結果、当連結会計年度における電機事業の業績は、売上高375百万円（前期比11.8%減）、営業利益106百万円（前期比24.7%減）となりました。

次期の見通し

当社グループの次期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の連結業績の見通しにつきましては、大黒屋におきましては、前連結会計年度においては売上高が大きく減少しましたが、インバウンド旅行者は政府の強力なバックアップもあり2020年4,000万人に向け着実に増加しているこ

と、為替相場の不確定要因はあるもののかなり安定化してきたこともあり、これ以上免税需要減少の影響を受けることはないと推測されます。また、国内においては超低金利政策が継続されており、多くの業界における人員不足現象が示すように国内経済は堅調に推移しています。大黒屋のビジネスモデルは買い取り・販売することを基本としており、在庫回転率が適正化される商品を仕入れ・販売するため、為替の影響を在庫価格を通じて平成28年のように短期的には影響を受けることはありますが、外部要因に的確かつ迅速に対応することにより、一定の収益性を確保できると考えております。大黒屋においては、次年度は、同業他社の居抜き物件3店舗及びその他4店舗の計7店舗の新規出店を予定しております。また、平成28年12月から平成29年3月までの4カ月間の在庫回転率は3.9回転まで回復しており、この回転率は次期においても継続すると想定しております。これらの要因を含め総合的に判断し、次年度においては売上高172億円（当連結会計年度比22億円増）を見込んでおります。また、利益についても、当年度において実施した在庫調整等対策の効果は次年度の利益率改善につながるものと考えており、店舗原価率の低下効果をとおして売上総利益（粗利益）の大幅な改善を見込んでおります。運営体制強化等のために販売費及び一般管理費は若干増加しますが、営業利益においてもかなり改善が図れるものと考え、増益を見込んでおります。

SFLグループにおいては、英国を含めた欧州経済の安定化による事業環境への好影響、またリストラクチャリングが一巡することで当連結会計年度発生したリストラクチャリング関連一時的費用200百万円が殆どなくなること、リストラクチャリングの結果経営の効率化が期待できることもあり、SFLグループの業績は、売上総利益（粗利益）率の改善を含め大幅に改善し、黒字化するものと見込んでおります。

持分法適用会社である中国合併事業は、平成29年5月に資本金が全額払い込まれていますが、北京1号店の現地での買い取りは順調に推移しており、現在の1店舗から次年度には3店舗を新規開店し4店舗体制へと拡大することになっております。また、現地合併相手先のCITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.は中国の主要都市で質事業を展開しており、同社と共同での店舗展開も検討しております。なお、合併会社の新店舗の多くは次年度の後半に開店し、コストの発生が先行するため、次年度において黒字化を目指しますが、赤字となる見通しです。

上記のように、当連結会計年度の展開及びその結果を踏まえ、次年度の事業見通しを立てていますが、海外のみならず国内においても事業を取り巻く環境には不安又は不確定要因が多いため、当社としましては、更にグローバル化を推進することで、当社の強みを活かした事業展開を行うと

もに、国内外をリンクさせたりリスク回避策を採ってゆく所存であります。

以上の結果、次期の平成30年3月期（平成29年4月～平成30年3月）は次のとおり見込んでおります。

平成30年3月期 連結業績見通し（平成29年4月1日～平成30年3月31日）
〔連結〕（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
第2四半期 （累計）	10,801	855	668	165
通期	23,281	1,957	1,648	555

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、307百万円であります。これは主に、子会社である株式会社大黒屋の町田店及び福岡天神本館出店、SFLグループのロンドン大黒屋店出店、及び大黒屋における質システム開発等に係る設備投資資金であります。

③ 資金調達の状況

当社は、払込期日を平成28年6月15日とする第16回新株予約権の発行を行っております。新株予約権の発行により8百万円を、またその予約権の行使による株式の発行で714百万円の資金調達を行っております。

SFLグループは、平成28年4月8日にGordon Brothers Finance Company,LLCとのタームローン契約に基づき10百万ポンドを調達しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第105期 (平成26年3月期)	第106期 (平成27年3月期)	第107期 (平成28年3月期)	第108期 当連結会計年度 (平成29年3月期)
売上高(百万円)	9,172	17,237	20,165	20,556
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	1,118	2,053	969	△180
親会社株主に帰属する当期純利 益又は当期純損失(△)(百万円)	279	698	99	△287
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)(円)	4.65	9.00	1.28	△3.56
総資産(百万円)	9,943	12,517	17,613	12,967
純資産(百万円)	4,737	6,535	6,244	4,754
1株当たり純資産額(円)	38.94	65.37	62.40	41.12

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成26年3月5日付でライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。ライツ・オファリングに基づく払込金額は時価よりも低いため、第105期の期首に当該ライツ・オファリングに基づく払込による株式分割相当部分が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第105期 (平成26年3月期)	第106期 (平成27年3月期)	第107期 (平成28年3月期)	第108期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売上高(百万円)	440	358	426	375
経常損失(△)(百万円)	△218	△242	△327	△668
当期純損失(△)(百万円)	△215	△246	△336	△820
1株当たり当期純損失(△)(円)	△3.59	△3.17	△4.30	△10.18
総資産(百万円)	1,601	3,026	8,502	7,861
純資産(百万円)	940	2,427	2,170	2,076
1株当たり純資産額(円)	13.70	31.06	27.38	23.59

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成26年3月5日付でライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。ライツ・オファリングに基づく払込金額は時価よりも低いため、第105期の期首に当該ライツ・オファリングに基づく払込による株式分割相当部分が行われたと仮定して1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社エスピーオー	10	100%	投資業及び有価証券投資
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	10	100% (100%)	投資業及び有価証券投資
大黒屋グローバルホールディング株式会社	6,757	87.5% (17.0%)	持株会社
株式会社大黒屋	318	87.5% (87.5%)	質屋、古物売買業
AU 79 LIMITED	0	87.5% (87.5%)	金融サービス持株会社
AG 47 LIMITED	0	87.5% (87.5%)	金融サービス持株会社
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	0	87.5% (87.5%)	質事業、中古宝飾品買取販売事業
CHANTRY COLLECTIONS LIMITED	0	87.5% (87.5%)	質事業、中古宝飾品買取販売事業
ラックスワイズ株式会社	0	100%	中古品及び新品の衣料品等の受託販売

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社9社であります。

2. 議決権比率の()内の数値は、間接所有による議決権比率で、内数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

質屋、古物売買業においては、大黒屋における免税売上は、平成27年7月以降のチャイナショック、同年末のいわゆる「爆買いの禁止」とも言われるような中国政府の措置及び平成27年からの為替水準修正による円高の影響を受け、大きく減少しました。また、円安時に買取った商品の価格を引下げた販売、在庫調整等の対策により利益率は低下し、大幅な減益となりました。しかし、上記のような迅速な対策の結果、平成29年1月以降は在庫回転率も以前の状態に戻り、国内経済が好調であり為替の安定もあり、売上高は前期比で増加に転じております。このような状況は次年度においても続く予測しており、今後も更なる増収増益を目指し、新規出店を積極的に行い前向きに取り組んでまいります。また、SFLグループにおいても、リストラクチャリングによって発生した一時的費用がなくなることを含め収益の改善が見込まれ、更に経営基盤の強化を目指し取り組んでまいります。

電機事業は、長期にわたって収益的に厳しい状況が続いていることから、抜本的な事業構造の改革を推進中であります。

そこで、今後の当社グループの連結収益の改善並びに経営基盤の強化を図るために対処すべき課題とその対処方針は以下のとおりであります。

①質屋、古物売買業の強化と展開加速化

当連結会計年度の売上高はSFLグループが通期で連結となったことから、売上高は微増となりましたが、利益は大幅に落ち込み経常損失となりました。ただ、次年度におきましては、国内においては在庫調整が終了し売上高が増加してきていること、また海外においてはリストラクチャリングがほぼ終了し収益の改善が見込めることを踏まえ、以下のような対策を実施する計画であります。

(a)平成29年1月以降回復した在庫回転率を維持し、売上高の増加及び利益率の向上を図ること、(b)当期出店した町田店及び福岡天神本店のような好立地での出店を増やすこと、(c)リストラクチャリングが一巡したSFLグループを黒字化すること、(d)中国における合併事業の拡大と事業の黒字化実現を目指すこと、(f)事業のリスク対応を含めグローバル展開を一段と拡大すること、等を実施してまいります。

②電機事業の事業構造改革の実施

生産面においては、生産体制の更なる効率化や製品の統廃合や在庫管理の強化により製造原価の低減を進めてまいり、結果として利益率が向上してまいりました。今後も引き続きお取引先に理解を得ながら不採算製品の削減や在庫圧縮を徹底するとともに製造間接費の更なる削減を実施してまいります。

③キャッシュ・フロー重視の経営と経営基盤の拡充

質屋、古物売買業の強化、電機事業の抜本的な事業構造改革及び本社経費の削減により、営業利益拡大を図るとともに事業リスクを低減させ投資の回収を図り、キャッシュ・フローを重視した経営を進めてまいります。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針と位置付け、早期に配当を実現できるよう、最重要課題として取り組んでまいり所存であります。

(5) **主要な事業内容**（平成29年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結対象会社9社で構成され、産業用の照明器具や電路配管器具の製造・販売を主体とする電機事業と、質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品）の買取と販売を主体とする質屋、古物売買業を展開しております。

（質屋、古物売買業）

国内においては、子会社の大黒屋において、質屋営業法に基づく質屋業並びに古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）の買取と販売とを行っております。国外においては、英国では子会社のSFLグループが、また中国においては持分法適用の合併会社にて中古宝飾品を中心に質屋業及び買取販売業を行っております。

（電機事業）

当社の製品は、産業用照明器具群、制御機器群、電気工事材群から構成されており、産業用照明器具群と電気工事材群は、各地区の代行店及び代理店を通じて販売しております。制御機器群は、主としてOEM商品、特定ユーザー向け商品として販売しております。

当連結会計年度における、質屋、古物売買業及び電機事業に係る主要な関係会社の異動はありません。

(6) 主要な事業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
工 場	小山工場（栃木県小山市）

② 主要な子会社の事業所（平成29年3月31日現在）

株式会社エスピーオー	本社（東京都港区）
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	本社（東京都港区）
大黒屋グローバルホールディング株式会社	本社（東京都港区）
株式会社大黒屋	本社（東京都港区）、国内支店22店
AU 79 LIMITED	本社（英国リーズ）
AG 47 LIMITED	本社（英国リーズ）
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	本社（英国リーズ）、英国国内支店115店
CHANTRY COLLECTIONS LIMITED	本社（英国リーズ）
ラックスワイズ株式会社	本社（東京都港区）

(7) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
591名（120名）	△29名（△298名）

（注） 従業員数は、就業人員（当社グループから、グループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
18名（5名）	2名（△3名）	50.7歳	16.6年

（注）従業員数は、就業人員（当社グループから、グループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社東京スター銀行	2,873百万円
Gordon Brothers Finance Company	1,395百万円
インドステイト銀行大阪支店	1,070百万円
中國信託商業銀行東京支店	535百万円
株式会社新生銀行	535百万円
株式会社東京都民銀行	535百万円

- (注) 1. 運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額1,000百万円のコミットメントライン契約を株式会社東京スター銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は1,000百万円であります。
3. Gordon Brothers Finance Companyからの借入金残高は10百万ポンドであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

（中国合弁契約締結）

当社は、平成28年8月16日付で中国最大の企業集団CITICグループの連結子会社であり、中国質屋業界において大手のCITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.との間で、平成28年4月18日付で締結しました合弁契約に基づき、合弁会社Beijing Xinbang Daikokuya Trading Corporation Ltd.（北京信邦大黒屋商貿有限責任公司）を設立しました。

出資割合は各50%となっておりますが、資本金5,000万人民元の第1回目支払分2,500万人民元の当社出資分1,250万人民元は平成28年9月28日に、また第2回目支払分2,500万人民元の当社出資分1,250万人民元は平成29年5月30日に支払っております。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 312,000,000株
- ② 発行済株式の総数 87,034,666株（自己株式10,908株を含む）
- （注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は8,500,000株増加しております。
- ③ 株主数 17,410名
- ④ 大株主（上位10名の株主）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
MTキャピタル合同会社	5,524	6.35
松井証券株式会社	2,189	2.52
田名部 誠悦	1,151	1.32
株式会社SBI証券	932	1.07
マネックス証券株式会社	894	1.03
魚津海陸運輸倉庫株式会社	850	0.98
エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社	735	0.84
日本証券金融株式会社	731	0.84
東京コンピュータサービス株式会社	717	0.82
田村 都志雄	652	0.75

（注）持株比率は、自己株式(10,908株)を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第15回新株予約権
発行決議日		平成28年3月8日
新株予約権の数（個）		2,940個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 294,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 8,549 円 当該金額払込みに代えて報酬債権と相殺する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成28年3月30日の翌日から30年以内。 ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件		新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できる。
役員の 保有状況	取締役（社外取締役を除く。）	新株予約権の数 2,673個
		目的となる株式数 267,300株
		保有者数 4名
	監査役	新株予約権の数 267個 目的となる株式数 26,700株 保有者数 4名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 川 浩 平	大黒屋グローバルホールディング株式会社代表取締役社長 株式会社大黒屋代表取締役社長 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED ディレクター
取 締 役	辛 羅 林	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役
取 締 役	鞍 掛 法 道	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役
取 締 役	伴 野 健 二	—
取 締 役	中 岡 邦 憲	—
監 査 役（常勤）	永 井 卓	大黒屋グローバルホールディング株式会社監査役 株式会社大黒屋監査役
監 査 役	栃 木 敏 明	弁護士・のぞみ総合法律事務所創業パートナー
監 査 役	粕 井 滋	—
監 査 役	市 古 紘 一	—

- (注) 1. 取締役 伴野健二氏及び中岡邦憲氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 栃木敏明氏、粕井滋氏及び市古紘一氏は、社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 伴野健二氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 中岡邦憲氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「③社外役員に関する事項」に記載しております。
7. 大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋及びSPEEDLOAN FINANCE LIMITEDは当社連結子会社であります。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支給人員	当期の支払報酬額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	65,138 (3,859)	株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額50,000千円(平成9年6月27日決議)であります。また、別枠で、ストック・オプション報酬額として年額50,000千円(平成27年6月26日決議)であります。
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	11,567 (6,531)	株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額2,000千円(平成元年8月30日決議)であります。また、別枠で、ストック・オプション報酬額として年額5,000千円(平成27年6月26日決議)であります。
計 (うち社外役員)	9名 (5名)	76,705 (10,390)	

③ 社外役員に関する事項

取締役 伴野 健二

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、株式会社トランサーチインターナショナル顧問であります。
なお、当社との商取引はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

なお、同氏は取締役会における議案について、効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。

・同氏の意見により変更された事業方針

特にございません。

取締役 中岡 邦憲

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、株式会社スマートコミュニティの取締役であります。

なお、当社との商取引はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況

平成28年6月29日就任以降における出席率は100%であります。

なお、同氏は取締役会における議案について、法律的観点及び効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。

・同氏の意見により変更された事業方針

特にございません。

監査役 栃木 敏明

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、弁護士であります。また、のぞみ総合法律事務所創業パートナーであります。なお、当社と顧問弁護士契約を締結いたしておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況

出席率は73%であります。

- ・監査役会への出席状況

出席率は100%であります。

なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、法律的観点から適宜発言しております。

- ・同氏の意見により変更された事業方針

特にございません。

監査役 粕井 滋

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況

出席率は91%であります。

- ・監査役会への出席状況

出席率は100%であります。

なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、効率的な経営の観点から適宜発言しております。

- ・同氏の意見により変更された事業方針

特にございません。

監査役 市古 紘一

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況

出席率は91%であります。

- ・監査役会への出席状況

出席率は100%であります。

なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、効率的な経営の観点から適宜発言しております。

- ・同氏の意見により変更された事業方針

特にございません。

なお、当事業年度開催の取締役会11回の他、会社法第370条及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が15回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

明誠有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,200千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	48,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社（SPEEDLOAN FINANCE LIMITED）については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

・会計監査人の責任免除

当社は、定款の定めに従って、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

・会計監査人の責任限度

当社は、定款の定めに従って、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結することができます。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

なお、現在は会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度とする契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

- ① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととし、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。

当社は、このような認識に基づき社会規範・倫理そして法令などを厳守し公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。

当社は、社会規範や法令の遵守はもちろんのこと経営理念・精神を適宜教育・指導することにより企業活動に邁進する。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、及び廃棄に関する規程に基づき整理、保存するとともに必要に応じ規定の見直しを行う。
当社の取締役及び監査役はこれらの情報及び文書等を常時閲覧できる。
当社の監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。
- ③ 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制構築の基礎として、今後はリスク管理に関する規程を定め、当社グループを取り巻く個々のリスクを特定したうえで適切なリスク対応策を講ずるものとする。
不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理対策本部を総務部内に設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力のもと、厳正かつ迅速な危機管理対応策を講ずるものとする。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会をはじめとする重要な会議を適宜開催することになっている。また、時限性を有する事項・案件については機動的に会議を開催し、スピーディーかつ十分に議論を尽くした上で執行決定を行う。決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会、幹部会議などで適宜報告し、取締役会による監督を受ける。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループに属する子会社が定める重要な稟議事項や事故報告については、兼務役員が適宜情報を取り纏め、当社への報告を適宜行うとともに、当社において、当該子会社に対して必要に応じ報告を求める。
- イ 子会社における法令遵守、リスク管理を確保するための体制等
当社は、子会社において法令遵守、リスク管理が適正に行われるように、子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築する。
再生事業投資の健全な発展に資するため、当該事業活動に関わる子会社・関連会社等については、それぞれ事業別に責任を負う取締役を任命し、当社基本方針に基づき法令遵守体制、リスク管理体制を確立する。
- ⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性等に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として総務部員を指名することができる。補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものは、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反行為などを認知した場合、速やかにその事実を当社の監査役に報告する。

当社の常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や幹部会議など重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ当社の取締役又は使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものにその説明・報告を求めることができるものとする。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、当社グループの会計監査人である明誠有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

- ① 取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、四半期毎の業績の報告を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議いたしました。また、当社の取締役3名は、当社子会社の取締役を兼任しており、適宜子会社における取締役会に出席し、情報の共有を図り、グループ全体の経営課題の把握とその対応に取り組みました。
- ② 常勤監査役は、取締役会に出席し、業務及び財産の状況並びに取締役の業務執行の適法性の確認、法令定款等の遵守について監査を行い、監査役会にて情報を共有いたしました。また、会計監査人等と情報交換を行うことにより、当社グループの内部統制システム全般の整備状況、運用状況を把握するとともに、より効率的な監査の運用について検討しております。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、決算財務プロセスその他重要なプロセスの検証及び評価を実施しております。
- ④ 反社会的勢力には、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針と位置づけ、早期に実現できるよう、最重要課題として取り組んでおります。なお、今期における配当金につきましては、実施を見送らせていただくことになりました。株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	1,904,536	1. 支払手形及び買掛金	124,086
2. 受取手形及び売掛金	534,885	2. 短期借入金	1,200,600
3. 営業貸付金	3,436,799	3. 1年内返済予定の長期借入金	1,995,400
4. 商品及び製品	3,296,501	4. 未払法人税等	342,533
5. 仕掛品	18,416	5. ポイント引当金	41,818
6. 原材料及び貯蔵品	30,768	6. その他	445,625
7. 繰延税金資産	90,719	流動負債合計	4,150,063
8. その他	1,004,941		
9. 貸倒引当金	△54,361	II 固定負債	
流動資産合計	10,263,207	1. 長期借入金	3,950,000
II 固定資産		2. 繰延税金負債	25,252
1. 有形固定資産		3. 退職給付に係る負債	9,991
(1)建物及び構築物	876,089	4. 資産除去債務	15,726
減価償却累計額	△603,186	5. その他	62,086
建物及び構築物(純額)	272,902	固定負債合計	4,063,057
(2)機械装置及び運搬具	138,355	負債合計	8,213,120
減価償却累計額	△137,929		
機械装置及び運搬具(純額)	426	(純資産の部)	
(3)工具、器具及び備品	1,033,496	I 株主資本	
減価償却累計額	△778,165	1. 資本金	1,995,961
工具、器具及び備品(純額)	255,330	2. 利益剰余金	2,598,549
(4)土地	88,164	3. 自己株式	△2,128
有形固定資産合計	616,823	株主資本合計	4,592,382
2. 無形固定資産		II その他の包括利益累計額	
(1)のれん	920,189	1. その他有価証券評価差額金	1,942
(2)その他	73,285	2. 為替換算調整勘定	△1,015,512
無形固定資産合計	993,475	その他の包括利益累計額合計	△1,013,569
3. 投資その他の資産		III 新株予約権	23,682
(1)投資有価証券	195,748	IV 非支配株主持分	1,151,706
(2)退職給付に係る資産	6,238	純資産合計	4,754,201
(3)差入保証金	841,312	負債純資産合計	12,967,321
(4)その他	53,156		
(5)貸倒引当金	△2,640		
投資その他の資産合計	1,093,815		
固定資産合計	2,704,114		
資産合計	12,967,321		

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		20,556,890
II 売 上 原 価		13,320,272
売 上 総 利 益		7,236,617
III 販売費及び一般管理費		6,743,051
営 業 利 益		493,566
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	199	
2. 受 取 配 当 金	675	
3. 受 取 手 数 料	10,195	
4. そ の 他	4,539	15,610
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	360,716	
2. 支 払 手 数 料	191,626	
3. そ の 他	137,335	689,678
経 常 損 失		180,502
VI 特 別 利 益		
1. 固 定 資 産 売 却 益	545,707	545,707
VII 特 別 損 失		
1. 減 損 損 失	51,108	51,108
税金等調整前当期純利益		314,096
法人税、住民税及び事業税	525,570	
法人税等調整額	△6,145	519,424
当 期 純 損 失		205,328
非支配株主に帰属する当期純利益		81,683
親会社株主に帰属する当期純損失		287,011

連結株主資本等変動計算書

(平成28年 4 月 1 日から)
(平成29年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,634,617	1,484,647	2,314,068	△2,106	5,431,227
当期変動額					
新株の発行	361,343	361,343			722,687
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,274,498			△1,274,498
自己株式の取得				△22	△22
欠損填補		△798,470	798,470		
利益剰余金から資本剰余金への振替		226,977	△226,977		
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△287,011		△287,011
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)					
当期変動額合計	361,343	△1,484,647	284,480	△22	△838,845
当期末残高	1,995,961	-	2,598,549	△2,128	4,592,382

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△1,764	△529,367	△531,132	20,266	1,323,879	6,244,241
当期変動額						
新株の発行						722,687
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△1,274,498
自己株式の取得						△22
欠損填補						
利益剰余金から資本剰余金への振替						
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)						△287,011
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	3,707	△486,144	△482,437	3,415	△172,173	△651,194
当期変動額合計	3,707	△486,144	△482,437	3,415	△172,173	△1,490,039
当期末残高	1,942	△1,015,512	△1,013,569	23,682	1,151,706	4,754,201

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

株式会社エスビーオー

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社

大黒屋グローバルホールディング株式会社

株式会社大黒屋

ラックスワイズ株式会社

AU 79 LIMITED

AG 47 LIMITED

SPEEDLOAN FINANCE LIMITED

CHANTRY COLLECTIONS LIMITED

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

1社

(2) 関連会社の名称

Beijing XinBang Daikokuya Trading Corporation,Ltd.

当連結会計年度より、CITIC XinBang Asset Management Corporation Ltd.と共同で、Beijing XinBang Daikokuya Trading Corporation,Ltd.を新たに設立したため、同社を持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日における仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社の決算日は9月30日、ラックスワイズ株式会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

AU 79 LIMITED並びにその完全子会社であるAG 47 LIMITED、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及びCHANTRY COLLECTIONS LIMITEDの会計期間は年52週間で、決算日は3月31日にもっとも近い土曜日としております。同社決算日から連結決算日である3月31日までの間に発生した重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

当社及び連結子会社である株式会社エスピーオー及びオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社における評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

（商品）

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（製品・仕掛品・材料）

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（貯蔵品）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

連結子会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋、SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDにおける評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

（商品）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（貯蔵品）

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 3～12年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）による定額法により償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

a. 一般債権

実績繰入率による繰入額を計上しております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 質屋業における収益計上時期について

売上高に含まれる株式会社大黒屋の質屋業における質料は、営業貸付金に対する利息と質物（担保物）に関する保管料を合わせた性格を有するものであります。この質料は後払いで入金されますが、質料を支払って契約を継続するか流質させる（質物を放棄し、債務の弁済に充てる）かについては、顧客に選択肢があるため、質料は入金時点で認識し、売上計上しております。

売上高に含まれるSPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの質料については、実効金利法による発生主義により収益を認識しております。

③ SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDにおけるスクラップに分類された質物の会計処理について

SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDは、流質した質物のうちスクラップに分類したものについて、スクラップは換金性が高く、また、早期に売却する方針であることから、流質時の時価で評価し、売却時においては収益を純額表示しております。

④ 在外子会社及び在外関連会社における会計処理基準に関する事項

国内連結会社と在外連結会社との会計処理基準の差異は、主として「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）における当面の取扱いを採用していることによります。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

Ⅲ. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「差入保証金」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「差入保証金」は701,293千円であります。

Ⅴ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	414,662千円
営業貸付金	1,784,110
商品及び製品	2,541,146
建物及び構築物	13,920
土地	37,188
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	4,973,660
保有の全資産	
計	9,764,688

当連結会計年度末において、上記以外に、関係会社株式(取得価額5,505,100千円)に対して質権が設定されており、また、関係会社貸付金(額面金額5,000,000千円)に対して担保権が設定されておりますが、連結貸借対照表では相殺消去されております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,000,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,995,400
長期借入金	3,950,000
計	6,945,400

2. 受取手形裏書譲渡高 791千円

3. 貸出コミットメント契約

連結子会社（株式会社大黒屋）においては、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社東京スター銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	1,000,000
差引額	-

4. 財務制限条項

当連結会計年度における株式会社大黒屋の借入金（当連結会計年度の連結貸借対照表計上額は、短期借入金1,000,000千円、1年内返済予定の長期借入金600,000千円、長期借入金3,950,000千円）について、財務コベナントの遵守として、レバレッジ・レシオ、デット・サービス・カバレッジ・レシオ、利益維持、純資産維持があります。

また、不作為義務として、配当制限、株式公開制限、証券発行制限、定款の変更や合併、会社分割、株式交換、株式移転等の重要な変更の制限等があります。そのため、大黒屋は、貸付人の事前の書面による承諾が無い限り、剰余金の配当の実施を行うことができません。

Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 87,034,666株

当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 10,908株

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 294,000株

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主に金融機関からの借入れ及び新株発行による直接金融により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理手続きに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としております。

営業債権である営業貸付金は、質草を担保にした貸付金であり、その預り期間は短期間であります。質料を入れることによりその都度貸付期間が延長されるか、質流れにより質物の所有物を得ることになります。そのため、営業貸付金に係る信用リスクは低いと判断しております。

投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

1年内返済予定の長期借入金は、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に金利動向を把握し、金利条件の見直し等を行っております。また、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合、当社グループの業績・財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

買掛金、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金は、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定額以上に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

なお、デリバティブ取引はございません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	1,904,536	1,904,536	—
(2) 受取手形及び売掛金	534,885	534,885	—
(3) 営業貸付金	3,436,799		
貸倒引当金	△54,361		
差引	3,382,438	3,382,432	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	31,955	31,955	—
(5) 支払手形及び買掛金	(124,086)	(124,086)	—
(6) 短期借入金	(1,200,600)	(1,200,600)	—
(7) 1年内返済予定の長期借入金	(1,995,400)	(1,995,400)	—
(8) 未払法人税等	(342,533)	(342,533)	—
(9) 長期借入金	(3,950,000)	(3,950,000)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金

営業貸付金は、質草を担保とする債権であります。質草の預り期間は短期間であり、貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していることから当該価額を時価としております。

(4) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 1年内返済予定の長期借入金、(9) 長期借入金

1年内返済予定の長期借入金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金は、変動金利であり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
関連会社株式	158,993
その他有価証券(非上場株式)	4,800
差入保証金	841,312

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。差入保証金は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より記載しております。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,904,536	—	—	—
受取手形及び売掛金	534,885	—	—	—
営業貸付金	3,436,799	—	—	—

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	1,200,600	—	—	—
長期借入金	1,995,400	3,950,000	—	—

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	41円12銭
1株当たり当期純損失	3円56銭

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

平成29年5月8日開催の当社取締役会において、平成29年5月24日を払込期日とする第三者割当による新株式(デット・エクイティ・スワップ及び金銭出資による)の発行を決議しました。その概要は次のとおりであります。

1. 新株式発行の概要

- (1) 発行新株式の総数 6,384,000株 発行済み株式総数に対し7.34%
- (2) 発行価額 1株あたり69円
- (3) 発行価額の総額 440,496千円のうち380,535千円は現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の払込方法によるものとする。
- (4) 募集又は割当方法 第三者割当による
- (5) 割当先及び割当株式数

小川浩平氏(当社代表取締役社長)
5,515,000株(デット・エクイティ・スワップ)
MTキャピタル匿名組合Ⅱ 869,000株(金銭出資分)

(6) 現物財産の内容及び価額

小川浩平氏が当社に対して保有する金銭債権
の元本380,600千円のうち380,535千円

(7) 資本組入額

1株あたり34.5円

(8) 資本組入額の総額

220,248千円

(9) 申込期日

平成29年5月24日

(10) 払込期日

平成29年5月24日

(11) その他

前記各号については、金融商品取引法に基づく
届出の効力発生を条件とします。

2. 資金の使途

新株式の発行により調達した資金の使途は、小川浩平氏からの借入金
380百万円（本年3月及び4月借入）の返済、及びCITIC XINBANG
MANAGEMENT CORPORATION LTD.（以下、「CITIC」といいます。）との中国合弁会社への本年5月に予定されています出資金の残額
(50%)225百万円の一部支払いに充当されます。

小川浩平氏からの借入金につきましては、新株式を発行しデット・エク
イティ・スワップを行うことにより株主資本に振替えられることになりま
す。また、MTキャピタル匿名組合Ⅱに割当てられる新株式（金銭出資分）
による60百万円は本年5月に予定されているCITICとの中国合弁会社へ
の出資金の残額(50%)の一部60百万円として充当されることとなります。

(第三者割当による新株予約権の発行)

平成29年5月8日開催の当社取締役会において、平成29年5月24日を払
込期日とする第三者割当による新株予約権の発行を決議しました。その概
要は次のとおりであります。

1. 新株予約権発行の概要

(1) 割当日

平成29年5月24日

(2) 新株予約権の総数

110個

(3) 発行価額

本新株予約権1個につき98,670円（総額
10,853千円）

（本新株予約権の行使に際して払い込むべき金
額：新株予約権の目的である株式1株あたり
につき0.9867円）

(4) 当該発行による潜在株式数

11,000,000株（新株予約権1個につき100,000
株）発行済み株式総数に対し12.64%

(5) 資金調達の額

769,853千円（差引手取概算額759,853千円）

（内訳）新株予約権発行による調達額：

10,853千円

新株予約権行使による調達額：759,000千円
差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の
総額及び本新株予約権の行使に際して出資され
る財産の価額の合計額を合算した金額から、本
新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し
引いた金額となります。本新株予約権の行使期
間内に行使が行われない場合は当社が取得し

た本新株予約権を消却した場合には、資金調達
の額は減少します。

- (6) 行使価額 69円
- (7) 募集又は割当方法 第三者割当方式
(割当予定先)
MTキャピタル匿名組合Ⅱ 88個(8,800,000
株)
アドミラルキャピタル株式会社 22個
(2,200,000株)
- (8) 譲渡に関する事項 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会
の承認を要するものとします。
- (9) その他

①取得条項

(1)平成29年5月25日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

(2)平成29年5月25日以降、東証二部における当社普通株式の終値が5連続取引日(但し、終値のない日を除く。)の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合(このような状態になった日を以下「到達日」という。)、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得します。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とします。

②前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 資金の使途

新株予約権の募集により調達した資金の使途は、CITICとの中国合弁会社への出資金の50%の残額支払い、当社連結子会社株式会社大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払、及び当社及び当社グループの運転資金への充当を予定しております。

なお、新株予約権の行使によって調達する資金は比較的期間を要する資金需要に充当することにしていますが、本年5月に予定されているCITICとの中国合弁会社への出資金50%の残額165百万円については、短期間に支払が発生するため、新株予約権の割当予定先であるアドミラルキャピタル株式会社が提供するブリッジファイナンスによる対応を平成29年5月に予定しております。ブリッジファイナンスの返済につきましては、本年6月以降の資金繰りの状況及び新株予約権の行使状況を確認しながら行っていく予定です。

XI. 企業結合に関する注記

(株式会社大黒屋における新株予約権の行使に伴う新株式の発行)
共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社 大黒屋（当社の連結子会社）

事業の内容 質屋、古物売買業

(2) 企業結合日

平成28年6月24日

(3) 企業結合の法的形式

当社以外を引受人とする第三者割当による新株予約権の行使

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社の連結子会社である株式会社大黒屋は、平成28年6月24日付で、同社が平成24年8月10日付で発行いたしました第1回新株予約権を保有するゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社並びにメザニンファンド3号投資事業有限責任組合及びアドミラルキャピタル株式会社(以下、総称して「第1回新株予約権保有者ら」といいます。)より、本新株予約権の行使を受け、第1回新株予約権保有者らに対し新株式を発行いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

当社以外の第三者による連結子会社の新株予約権の行使に伴う当社持分の減少

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

149,667千円

(株式会社大黒屋における自己株式の取得)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社 大黒屋 (当社の連結子会社)

事業の内容 質屋、古物売買業

(2) 企業結合日

平成28年6月24日

(3) 企業結合の法的形式

連結子会社による非支配株主からの自己株式の取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

①取引の概要

当社の連結子会社である株式会社大黒屋は、上記(株式会社大黒屋における新株予約権の行使に伴う新株式の発行)に記載の平成28年6月24日付で発行いたしました新株式を同日付で取得いたしました。

②取得の理由

株式会社大黒屋は当社連結子会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社の完全子会社であります。第1回新株予約権保有者らがその保有又は共有する本新株予約権を行使した後も、株式会社大黒屋と大黒屋グローバルホールディング株式会社との間で完全親子関係を維持することが当社グループにとって最適であると判断したためです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 2,032,552千円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

連結子会社による自己株式の取得に伴う当社持分の増加

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

1,124,830千円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月30日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

明 誠 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 町 出 知 則 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 関 和 輝 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年5月8日開催の取締役会において、平成29年5月24日を払込期日とする第三者割当による新株式（デット・エクイティ・スワップ及び金銭出資による）の発行を決議している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年5月8日開催の取締役会において、平成29年5月24日を払込期日とする第三者割当による新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第108期連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人明誠有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月30日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 永井 卓 ⑩

監査役 栃木 敏明 ⑩

監査役 粕井 滋 ⑩

監査役 市古 紘一 ⑩

(注) 監査役栃木 敏明、粕井 滋及び市古 紘一の3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
1. 現 金 及 び 預 金	55,096	1. 支 払 手 形	46,264
2. 受 取 手 形	64,966	2. 買 掛 金	13,916
3. 売 掛 金	54,854	3. 関係会社短期借入金	5,269,000
4. 商 品 及 び 製 品	35,366	4. 短 期 借 入 金	200,600
5. 仕 掛 品	18,416	5. 未 払 金	22,266
6. 原 材 料 及 び 貯 蔵 品	26,419	6. 未 払 費 用	141,917
7. 前 払 費 用	3,467	7. 未 払 法 人 税 等	2,266
8. 関係会社短期貸付金	21,600	8. 資産除去債務（流動）	4,672
9. そ の 他	20,363	9. 預 り 金	4,792
流 動 資 産 合 計	300,550	流 動 負 債 合 計	5,705,696
II 固 定 資 産		II 固 定 負 債	
1. 有 形 固 定 資 産		1. 繰 延 税 金 負 債	1,960
(1)建 物	114,160	2. 資 産 除 去 債 務	15,726
減 価 償 却 累 計 額	△78,324	3. そ の 他	61,514
建 物（純 額）	35,835	固 定 負 債 合 計	79,201
(2)構 築 物	650	負 債 合 計	5,784,898
減 価 償 却 累 計 額	△358		
構 築 物（純 額）	291	(純資産の部)	
(3)機 械 及 び 装 置	96,809	I 株 主 資 本	
減 価 償 却 累 計 額	△96,809	1. 資 本 金	1,995,961
機 械 及 び 装 置（純額）	0	2. 資 本 剰 余 金	
(4)車 両 運 搬 具	29,737	(1)資 本 準 備 金	361,343
減 価 償 却 累 計 額	△29,311	(2)そ の 他 資 本 剰 余 金	517,759
車 両 運 搬 具（純額）	426	資 本 剰 余 金 合 計	879,102
(5)工 具、器 具 及 び 備 品	185,673	3. 利 益 剰 余 金	
減 価 償 却 累 計 額	△185,321	(1)そ の 他 利 益 剰 余 金	△820,167
工 具、器 具 及 び 備 品（純額）	351	繰 越 利 益 剰 余 金	△820,167
(6)土 地	2,610	利 益 剰 余 金 合 計	△820,167
有 形 固 定 資 産 合 計	39,515	4. 自 己 株 式	△2,128
2. 無 形 固 定 資 産		株 主 資 本 合 計	2,052,767
(1)そ の 他 の 施 設 利 用 権	1,452	II 評 価・換 算 差 額 等	
無 形 固 定 資 産 合 計	1,452	1. そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	112
3. 投 資 そ の 他 の 資 産		評 価・換 算 差 額 等 合 計	112
(1)投 資 有 価 証 券	192,595	III 新 株 予 約 権	23,682
(2)関 係 会 社 株 式	7,306,515	純 資 産 合 計	2,076,562
(3)前 払 年 金 費 用	6,238	負 債 純 資 産 合 計	7,861,460
(4)破 産 更 生 そ の 他 債 権	139,003		
(5)貸 倒 引 当 金（固 定）	△139,003		
(6)そ の 他	14,593		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	7,519,942		
固 定 資 産 合 計	7,560,910		
資 産 合 計	7,861,460		

損 益 計 算 書

(平成28年 4 月 1 日から)
(平成29年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		375,699
II 売 上 原 価		234,332
売 上 総 利 益		141,367
III 販売費及び一般管理費		544,518
営 業 損 失		403,151
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	4,145	
2. 受 取 配 当 金	11	
3. 業 務 受 託 料	1,731	
4. 受 取 出 向 料	22,603	
5. そ の 他	3,826	32,318
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	267,679	
2. 社 債 発 行 費	30,000	297,679
経 常 損 失		668,512
VI 特 別 損 失		
1. 減 損 損 失	8,721	
2. 貸 倒 引 当 金 繰 入	139,003	147,725
税 引 前 当 期 純 損 失		816,237
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,019
法 人 税 等 調 整 額		1,910
当 期 純 損 失		820,167

株主資本等変動計算書

(平成28年 4 月 1 日から)
(平成29年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,634,617	1,316,229	-	1,316,229	△798,470	△798,470
当期変動額						
新株の発行	361,343	361,343		361,343		
自己株式の取得						
準備金から剰余金への振替		△1,316,229	1,316,229			
欠損填補			△798,470	△798,470	798,470	798,470
当期純損失 (△)					△820,167	△820,167
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	361,343	△954,886	517,759	△437,126	△21,697	△21,697
当期末残高	1,995,961	361,343	517,759	879,102	△820,167	△820,167

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2,106	2,150,270	64	64	20,266	2,170,601
当期変動額						
新株の発行		722,687				722,687
自己株式の取得	△22	△22				△22
準備金から剰余金への振替						
欠損填補						
当期純損失 (△)		△820,167				△820,167
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			48	48	3,415	3,464
当期変動額合計	△22	△97,503	48	48	3,415	△94,039
当期末残高	△2,128	2,052,767	112	112	23,682	2,076,562

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(商品)

先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(製品・仕掛品・材料)

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(貯蔵品)

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～60年

機械及び装置 5～12年

車両運搬具 4～6年

工具器具及び備品 2～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、次のように計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率による繰入額を計上しております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

III. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

IV. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

V. 貸借対照表に関する注記

(1)関係会社に対する金銭債権及び債務(区分表示したものを除く。)

短期金銭債権	5,100千円
--------	---------

長期金銭債権	147,069
--------	---------

短期金銭債務	139,469
--------	---------

長期金銭債務	628
--------	-----

(2)取締役に対する金銭債権及び債務

短期金銭債務	200,730千円
--------	-----------

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高	287,354千円
------------	-----------

受取家賃	3,768
------	-------

業務受託料	1,731
-------	-------

受取出向料	22,603
-------	--------

受取利息	4,145
------	-------

支払利息	255,105
------	---------

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

10,908株

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（千円）

繰延税金資産

貸倒引当金	107,893
長期貸付金	4,031
長期滞留債権	224,655
破産債権・更生債権	3,234
長期差入保証金	3,521
未払役員退職金	17,727
減損損失	8,124
資産除去債務	4,816
原材料	2,845
システム開発費仮勘定	2,333
その他	2,537
繰越欠損金	2,103,797
繰延税金資産小計	2,485,518
繰延税金資産評価性引当額	△2,485,518
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

その他	△1,960
繰延税金負債合計	△1,960
繰延税金資産（負債）の純額	△1,960

IX. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	所有 間接100%	役員の兼任 (3名)	短期借入金返済	5,000	関係会社短期借入金	252,000
				支払利息 (注2)	5,084	未払費用	33,283
子会社	大黒屋グローバルホールディング株式会社	所有 直接70.4% 間接17.0%	役員の兼任 (4名)	短期資金の貸付	84,000	-	-
				短期資金の回収	206,150		
				利息の受け取り	6,592	未収収益	79
				受取利息 (注2)	3,730		
				短期資金の借入れ	17,000	関係会社短期借入金	17,000
				支払利息 (注2)	20	未払費用	20
子会社	株式会社大黒屋	所有 間接87.5%	役員の兼任 (3名)	-	-	関係会社短期借入金	5,000,000
				利息の支払い	250,000	未払費用	106,164
				支払利息 (注2)	250,000		
子会社	ラックスワイズ株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 (1名)	経費の立替	116,467	破産更生その他債権	139,003
				貸倒引当金繰入額	139,003	貸倒引当金	139,003

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	氏 名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員	小川 浩平	被所有 直接0.4%	代表取締役	短期資金の借入	200,600	短期借入金	200,600
				支払利息(注2)	130	未払費用	130

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	23円59銭
1株当たり当期純損失	10円18銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

平成29年5月8日開催の当社取締役会において、平成29年5月24日を払込期日とする第三者割当による新株式(デット・エクイティ・スワップ及び金銭出資による)の発行を決議しました。その概要は次のとおりであります。

1. 新株式発行の概要

- (1) 発行新株式の総数 6,384,000株 発行済み株式総数に対し7.34%
- (2) 発行価額 1株あたり69円
- (3) 発行価額の総額 440,496千円のうち380,535千円は現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の払込方法によるものとする。
- (4) 募集又は割当方法 第三者割当による
- (5) 割当先及び割当株式数

小川浩平氏(当社代表取締役社長)
5,515,000株(デット・エクイティ・スワップ)
MTキャピタル匿名組合Ⅱ 869,000株(金銭出資分)

(6) 現物財産の内容及び価額

小川浩平氏が当社に対して保有する金銭債権の元本380,600千円のうち380,535千円

- (7) 資本組入額 1株あたり34.5円
- (8) 資本組入額の総額 220,248千円
- (9) 申込期日 平成29年5月24日
- (10) 払込期日 平成29年5月24日
- (11) その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 資金の使途

新株式の発行により調達した資金の使途は、小川浩平氏からの借入金 380百万円（本年3月及び4月借入）の返済、及びCITIC XINBANG MANAGEMENT CORPORATION LTD.（以下、「CITIC」といいます。）との中国合弁会社への本年5月に予定されています出資金の残額（50%）225百万円の一部支払いに充当されます。

小川浩平氏からの借入金につきましては、新株式を発行しデット・エクイティ・スワップを行うことにより株主資本に振替えられることとなります。また、MTキャピタル匿名組合Ⅱに割当てられる新株式（金銭出資分）による60百万円は本年5月に予定されているCITICとの中国合弁会社への出資金の残額（50%）の一部60百万円として充当されることとなります。

（第三者割当による新株予約権の発行）

平成29年5月8日開催の当社取締役会において、平成29年5月24日を払込期日とする第三者割当による新株予約権の発行を決議しました。その概要は次のとおりであります。

1. 新株予約権発行の概要

- | | |
|-----------------|--|
| （1）割当日 | 平成29年5月24日 |
| （2）新株予約権の総数 | 110個 |
| （3）発行価額 | 本新株予約権1個につき98,670円（総額10,853千円）
（本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額：新株予約権の目的である株式1株あたりにつき0.9867円） |
| （4）当該発行による潜在株式数 | 11,000,000株（新株予約権1個につき100,000株）発行済み株式総数に対し12.64% |
| （5）資金調達の額 | 769,853千円（差引手取概算額759,853千円）
（内訳）新株予約権発行による調達額：10,853千円
新株予約権行使による調達額：759,000千円
差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。 |
| （6）行使価額 | 69円 |
| （7）募集又は割当方法 | 第三者割当方式（割当予定先）
MTキャピタル匿名組合Ⅱ 88個（8,800,000株）
アドミラルキャピタル株式会社 22個（2,200,000株） |
| （8）譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 |

(9) その他

①取得条項

(1)平成29年5月25日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

(2)平成29年5月25日以降、東証二部における当社普通株式の終値が5連続取引日（但し、終値のない日を除く。）の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合（このような状態になった日を以下「到達日」という。）、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得します。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とします。

②前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 資金の使途

新株予約権の募集により調達した資金の使途は、CITICとの中国合弁会社への出資金の50%の残額支払い、当社連結子会社株式会社大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払、及び当社及び当社グループの運転資金への充当を予定しております。

なお、新株予約権の行使によって調達する資金は比較的期間を要する資金需要に充当することにしていますが、本年5月に予定されているCITICとの中国合弁会社への出資金50%の残額165百万円については、短期間に支払が発生するため、新株予約権の割当予定先であるアドミラルキャピタル株式会社が提供するブリッジファイナンスによる対応を平成29年5月に予定しております。ブリッジファイナンスの返済につきましては、本年6月以降の資金繰りの状況及び新株予約権の行使状況を確認しながら行っていきます。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月30日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 町 出 知 則 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 関 和 輝 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年5月8日開催の取締役会において、平成29年5月24日を払込期日とする第三者割当による新株式（デット・エクイティ・スワップ及び金銭出資による）の発行を決議している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年5月8日開催の取締役会において、平成29年5月24日を払込期日とする第三者割当による新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明誠有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月30日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	永 井 卓	㊞
監 査 役	栃 木 敏 明	㊞
監 査 役	粕 井 滋	㊞
監 査 役	市 古 紘 一	㊞

(注) 監査役栃木 敏明、粕井 滋及び市古 紘一の3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 sets of horizontal dashed lines.

株主総会会場のご案内図

会 場：東京都港区高輪二丁目1番13号

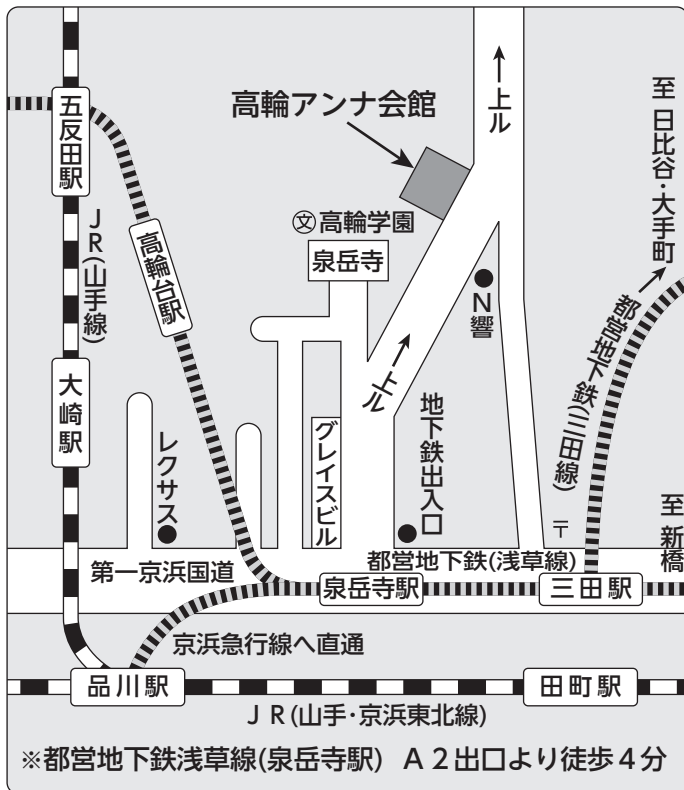
高輪タウンハウス内

高輪アンナ会館 ホール

連絡先電話番号 03 (6451) 4300 当社本社

最寄り駅からの交通機関：

都営地下鉄浅草線（泉岳寺駅）A2出口より徒歩4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

